

働き方改革関連法案の成立について

2018年6月29日

公益社団法人 経済同友会

代表幹事 小林 喜光

1. 本日、働き方改革関連法案が成立した。これにより、長時間労働の是正に向けた罰則規定を伴う時間外労働の上限規制や、高度専門職を労働時間規制から除外する高度プロフェッショナル制度の創設などが実現することとなり、働き手の健康への配慮とともに、日本の生産性向上に向けた改革の第一歩が踏み出されたことを歓迎する。
2. 第4次産業革命の進展が進む中、世界で克ち抜くための競争力強化には、創造性を高める新しい働き方が不可欠である。時間や空間に縛られない、より多様で柔軟な働き方の実現に向け、政府には労働法制の抜本的見直しなど、より一層の改革推進を求めたい。
3. 働き方改革の実現へ向け、民間企業が率先して実行することに加え、国家公務員等の長時間労働是正や創造的な働き方など、生産性向上に向け、日本全体で一丸となって取り組みを強化する必要がある。

以 上